

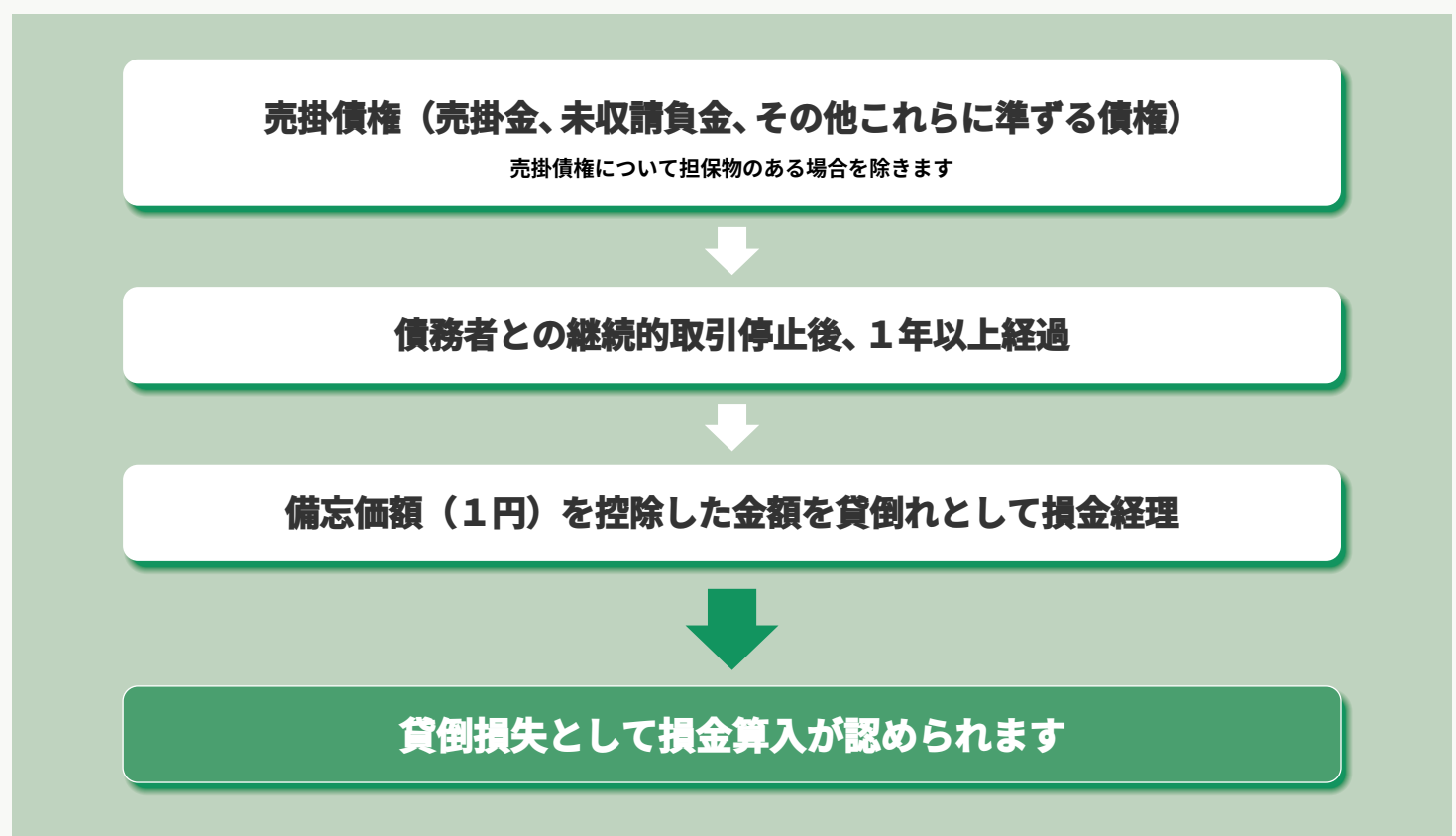
5分で読める 税のページ

(株)マイツ
公認会計士・税理士
西田隆夫

取引停止後一定期間弁済がない場合の貸倒損失

債務者との継続的取引停止後、1年以上経過した売掛債権

備忘価額を残して貸倒処理をすることが認められます。(法基通9-6-3)



（形式上の貸倒れ）

債権そのものが経済的には無価値となっていない場合であっても、売掛債権について、債務者に一定の事実が発生した場合には、売掛債権から備忘価額を控除した残額につき、法人の損金経理を前提に貸倒処理をすることができます。

これは法人税基本通達9-6-3により、いわゆる形式上の貸倒れとして、税務上認められているものです。

《通達の内容》

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含みません。以下同じ。）について法人がその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めることとされています（法基通9-6-3）。

（1）債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後1年以上経過した場合（その売掛債権について担保物

のある場合を除きます。）

（2）法人が同一地域の債務者について有するその売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し督促をしたにもかかわらず弁済がないとき

なお、（1）の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状態、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいい、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該売掛債権については、この取扱いの適用はありません（法基通9-6-3（注））。

《留意点》

- ・形式上の貸倒れは、売掛債権に限られます。売掛債権とは、売掛金、未収請負金その他これに準ずる債権で、貸付金その他これに準ずる債権は含まれません。
- 売掛債権について担保物のある場合は除かれます。
- ・売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理することが条件とされています。
- 備忘価額は、通常最低貨幣単位をいいます。

- ・「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその取引を停止した場合をいいます。
- ・「取引を停止した時」とは、①最後の取引日、②最後の弁済期及び③最後の弁済の時をいい、このうち最も遅い時をいいます。

なお、「最後の弁済期」には、手形の支払期日を含むものと解されています。

- ・売掛債権について、個別評価による貸倒引当金（法52条1項、令96条1項）を設定している場合であっても、その取引停止の時、最後の弁済期又は最後の弁済の時のうち最も遅い時以後1年以上を経過したときは、本通達により、改めて備忘勘定を残して貸倒れの処理ができます。

- ・本通達により貸倒処理した売掛債権については、実際に弁済があるまでは特別の処理をすることは要しません。したがって、その後に相手方が業況を回復した等の理由により弁済を受けることが可能となった場合でも、その時点では益金算入する必要はないものとされています。

なお、本通達は、売掛債権に係る短期時効制度（民法173条、174条）の存在を考慮して定めら